**平成２９年（フ）第１９号**
佐賀県唐津市和多田大土井６番１号　サニーガーデンＢ棟201
債務者　三好　龍啓
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２９年（フ）第２０号**
佐賀県唐津市鏡2707番地５
債務者　坂本　陽一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２９年（フ）第２２号**
佐賀県唐津市神田1754番地２　神田県営住宅712号
債務者　髙崎　好光
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２９年（フ）第２９号**
熊本市東区戸島西１丁目18番28号
債務者　岡村　明裕
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１７６号**
名古屋市北区丸新町266番地　メルベーユ楠306号
債務者　加藤　　愛
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１００号**
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1798番地１
債務者　田上　正美
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１９号**
青森市中佃１丁目26番２号
債務者　高杉亜矢子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第４号**
神奈川県三浦市天神町20番２号
債務者　石井　夢華
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第３４号**
神奈川県横須賀市佐原３丁目６番16―201号
債務者　村上　　武
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第３０号**
奈良県吉野郡吉野町大字志賀660番地
債務者　皿井　健一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

**平成２９年（フ）第５号**
奈良県吉野郡大淀町大字新野190番地の１サンシャイン吉野504
債務者　日裏　雅代
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

**平成２９年（フ）第１号**
山口県周南市三笹町21番20―１号　青木方、前住所福岡県北九州市門司区吉志新町３丁目３番11号
債務者　山下　智子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
山口地方裁判所周南支部

## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第４７２１号**
東京都目黒区東山１丁目４番13号
破産者　ワンタッチネイル株式会社
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４７２２号**
東京都目黒区鷹番３―21―９　國井宏方、住民票上の住所東京都目黒区東山１丁目４―13
破産者　中村純子こと　山崎　純子(旧姓中村)
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４７７７号**
東京都練馬区下石神井３丁目４－３　かねだい荘　１－Ｄ
破産者　外村　文宏
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５０１０号**
東京都板橋区高島平２丁目33―２―815
破産者　迫田久美子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５０５４号**
東京都葛飾区西新小岩５丁目６番21号
破産者　有限会社小島製作所
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５１１２号**
東京都足立区西伊興３丁目４－５、開始決定時の住所東京都足立区西伊興２丁目９―21
破産者　野中　慶隆
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部